

「ユニット・セルフディフェンス」をめぐる議論状況

和仁 健太郎（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授）

脱稿日：2016年6月8日

1. 新安保法制とユニット・セルフディフェンス

いわゆる新安保法制——自衛隊法など既存の10本の法律をまとめて改正した[平和安全法制整備法](#)と新法である[国際平和と支援法](#)の2つの法律のこと（2015年9月19日成立）——に関連して、「ユニット・セルフディフェンス（unit self-defense）」という概念が持ちだされることがある。例えば毎日新聞は、『弾道ミサイル発射を警戒する米艦の防護』の事例で、外務省が『ユニット・セルフ・ディフェンス』という新概念を持ち出した。自衛隊と米軍が平時の共同任務中に攻撃された場合、守り合うことができるという『国際ルール』だと説明した。／しかし唐突な説明に協議メンバーは困惑。自民党の石破茂幹事長は3日のBSフジの番組で『初耳だった』と明かし、公明党の北側一雄副代表は『政府の説明はどう理解をすればいいか不明なものが多い』と苦言を呈した」と報じている（2014年6月5日朝刊5頁）。実際、政府は国会審議の中で、[改正後の自衛隊法](#)第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）の国際法上の根拠がユニット・セルフディフェンスに求められる可能性を、少なくとも示唆している（第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第22号（平成26年6月10日）3頁、第190回国会衆議院外務委員会会議録第8号（平成28年3月30日）17頁など参照）。

政府は、ユニット・セルフディフェンスが国際慣習法上認められた権利であり、また、国家の自衛権や個人の正当防衛権と区別される独自の概念であると考えているようである。しかし、この概念は、実は国際法研究者の間でもそれほど広く普及しているとはいえず、その法的性質についても様々な議論がある。そこで、本稿では、ユニット・セルフディフェンスとは何か、それは、国家の自衛権や個人の正当防衛権とどのように違うのか（あるいは違わないのか）に関する議論状況を紹介する。また、自衛隊法第95条の2とユニット・セルフディフェンスとの関係についても簡単に述べる。（なお、以下で述べることの詳細および引用文献の出所については、和仁健太郎「国際法における“unit self-defense”の法的性質と意義」『阪大法学』65巻1号（2015年）を参照）。

2. 「セルフディフェンス」の諸類型

いくつかの国の軍のROE（Rules of Engagement：交戦規則）は、「セルフディフェンス（self-defense）」を、①国家的自衛（national self-defense）、②個人的自衛（individual self-defense）、③ユニット・セルフディフェンスに分類している（例えば、[米軍統合参謀本部の標準交戦規則（Standing Rules of Engagement: SROE）2000年版](#)、イタリアのサンレモにある人道法国際研究所が作成した「[サンレモ ROE ハンドブック](#)」など）。このうち、①は、国家が国際法上有している自衛権、つまり[国連憲章](#)第51条に規定されている自衛権のことである。[日本国憲法](#)第9条に関連して議論される「自衛権」も、①の意味でのセルフデ

ィフェンスである。これに対し、②は、個人が有している正当防衛権のことである。正当防衛は、各国の刑法で違法性阻却事由の1つとして規定されているだけでなく、職務遂行中の軍隊構成員も人間である以上、自らの生命等が危険にさらされた場合には正当防衛権を行使できると考えられる。「個人的自衛」という言葉は、そのことを表現したものである。我が国の法律でも、一定の職務に従事する自衛官が自己および一定の要件を満たす他人の生命・身体を守るために武器を使用することが従来から認められてきた（[国際平和協力法](#)第24条、[周辺事態法](#)第11条など。法律名称および条文番号は2015年9月の法改正以前のもの）。これらの規定に基づく武器使用行為について、政府は従来、「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」として説明してきたが、これが個人的自衛に相当すると考えられる。

本稿の検討対象であるユニット・セルフディフェンスについては、例えば前述のサンレモ ROE ハンドブックが次のように定義している。「部隊指揮官は、自らの部隊 (unit) および自国の他の部隊が攻撃または差し迫った攻撃に直面している場合には、それらの部隊を防衛する権利を有する。いくつかの国では、ユニット・セルフディフェンスの概念は権利であると同時に義務であるともされるが、それ以外の国ではもっぱら権利であるとされる。いくつかの国では、ユニット・セルフディフェンスの権利を「部隊指揮官よりも」上位の権威 (higher authority) からの命令によってのみ行使できるものとしている。ユニット・セルフディフェンスは、適用可能な ROE により認められた場合には、他国の部隊や個人にも拡大することができる。」

このように、いくつかの国の ROE などにおいて、国家的自衛 や個人的自衛とは別にユニット・セルフディフェンスという言葉を用いる例が見られる。しかし、用いられる言葉が違うからといってそれらが法的性質においても別個のものであると直ちに考えることはできない。実際、3で述べるように、ユニット・セルフディフェンスの法的性質については、国家的自衛の一形態に過ぎないという学説と、反対に、個人的自衛を部隊単位で集合的に行使する行為にほかならないとする学説とがある一方、国家的自衛とも個人的自衛とも異なる、部隊に固有の権利であるとする学説が対立しているのである。

3. ユニット・セルフディフェンスの法的性質

ユニット・セルフディフェンスを論ずる者が主に想定しているのは、軍の部隊や軍艦に対し、国家自体に対する武力攻撃とは見なせない（または見なしにくい）散発的な攻撃が行われる場合に、当該部隊や軍艦が自らを防衛するためその場で反撃するという状況である（反撃の相手方が国家以外の人や集団であるケースもあり得るが、議論の中心はそれが外国軍隊であるケースである）。問題は、こうした場合における部隊や軍艦の反撃行為が、(A) 国家としての自衛権の行使なのか、(B) 部隊構成員が個人として有している正当防衛権の行使なのか、それとも、(C) 部隊に固有の権利の行使なのかということである。

A の考え方をとる代表的論者は、イスラエルのディンスタイン (Yoram Dinstein) である。ディンスタインは、ユニット・セルフディフェンスはミスリーディングな概念であるとしてそれを批判し、「国際法の観点からは、すべての自衛は国家的自衛であると理解されなければならない。1つの部隊が武力攻撃に反撃することと、軍隊組織全体がそうすることとの間には、質的な相違ではなく、量的な相違があるだけである」と述べる。国家機関であ

る軍隊がその職務遂行中に、外国の軍隊に対して行う反撃行為である以上、それは、国家としての自衛権の行使であると考えざるを得ないというのである。

これに対し、米国国務省法律顧問室のトラムブル（Charles P. Trumbull）は、2012年の論文の中でユニット・セルフディフェンスと国家の自衛権とは法的に区別されるものであり、ユニット・セルフディフェンスは、部隊構成員が個人として有している正当防衛権を部隊単位で集合的に行使する行為であるという趣旨のことを述べている（上述のB）。

ユニット・セルフディフェンスは国家の自衛権とも個人の正当防衛権とも異なる、部隊に固有の権利であるという考え方（上述のC）を明示的に示す学説を見つけるのは意外と難しい。オーストラリア海軍少佐のステイーヴンス（Dale Stephens）（肩書は論文発表当時）は、1998年の論文において、「ユニット・セルフディフェンスの権利は有機的な統一体としての部隊（the unit as an organic whole）にのみ帰属する慣習的権利である」と述べており、ユニット・セルフディフェンスを部隊に固有の権利として捉えていると理解できるが、他方で、ユニット・セルフディフェンスは「逸脱できない人権」であるとか、「個人的な性格」の権利であるなどとも述べており、トラムブルの見解と違わないようにも見える。ステイーヴンスの議論の趣旨は、おそらく、ユニット・セルフディフェンスは究極的には個人の正当防衛権に基礎づけられるものであるが、軍の部隊の場合にはそれが指揮官の指揮の下で行使されること、また、「本来的に敵対的な環境にさらされる」という特殊な性格を帯びている軍の部隊の場合には、その行使が指揮官の義務とされる点が——例えば前述の米軍SROEはユニット・セルフディフェンスが部隊指揮官の権限であると同時に義務でもあるとしている——、普通の人間がもっている正当防衛権と違うということであろう。

このように、ユニット・セルフディフェンスの法的性質については、少なくとも3つの考え方が対立しており、いずれかが通説になっているとは言えない状況にある。ただ、この問題について普通に考えるならば、いわゆるユニット・セルフディフェンスは、国家機関である軍の部隊や軍艦がその職務遂行中に行う行為である以上、反撃の相手方が外国軍隊である場合には、その反撃行為は国家としての自衛権行使であるとする（ディンスタインの考え方）のが素直な考え方ではある。それにもかかわらずトラムブルやステイーヴンスのような議論が出てくるのは、国家それ自体の存立や安全を守るためでなく、あくまでも軍の部隊や軍艦に対し現に攻撃が行われている場合に、その部隊や軍艦が自らおよびその構成員の生命等を守るためにその場で反撃する行為を、国家としての武力行使・自衛権行使と考えることに違和感があるためであろう。この違和感が単なる違和感にとどまらず、国際法の解釈としても成り立つかどうかは、国連憲章第2条4項が禁ずる「国際関係にお[ける]」「武力の行使」とは何か——武力を行使する側の意図や行使される武力の規模により第2条4項の射程外に置かれるものがあるかどうか——という問題の解明にかかっている。しかし、この問題は、現在の国際法学界で論じられている最先端の問題であって未だ定まった見解は存在せず、本稿で確定的な答えを示すことはできない。

4. 自衛隊法第95条の2とユニット・セルフディフェンス

最後に、改正された自衛隊法第95条の2について簡単に述べる。改正前の自衛隊法では、自衛隊の武器等（船舶や航空機なども含まれる）を破壊または奪取しようとする行為から当該武器等を防護するため、武器等の警護を職務上現に担当している自衛官が一定の

要件の下で武器を使用することが認められていた（自衛隊法第 95 条）。2015 年 9 月の法改正では、新たに第 95 条の 2 が追加され、自衛隊の武器等だけでなく、「アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊……の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動……に現に従事しているものの武器等」を防護するために自衛官が一定の要件の下に武器を使用できるようになった（ただし、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるもの」は除かれる）。

自衛隊の武器等の防護のための武器使用について、政府は従来から、「自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するための必要最小限度の行為であり、それが海外で行われたとしても、憲法第 9 条 1 項で禁止された武力の行使には当たらない」と説明してきた（例：第 145 回国会衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会議録第 2 号（平成 11 年 3 月 18 日）31 頁）。新設された第 95 条の 2 について、政府は、「現在の 95 条の考え方を参考」にして設けたのだと説明している（第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第 7 号（平成 27 年 6 月 5 日）24 頁）。つまり、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動……に現に従事している」外国軍隊の部隊の武器等は、「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段」に当たるから、それを防護するために自衛官が武器を使用することは許されるというのである。

政府は、第 95 条の 2 の国際法上の根拠がユニット・セルフディフェンスであると明確に述べたことはないが、その可能性を否定してはいない（1 参照）。ただし、政府は、「国又は国に準じる組織からの攻撃」については、第 95 条の 2 に基づく武器使用の対象から基本的に除外される（本条はテロリストや不審船などからの攻撃を主に想定したものである）と述べており（第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第 16 号（平成 27 年 9 月 4 日）7 頁）、そうだとすれば、そうした武器使用をあえてユニット・セルフディフェンスという概念を用いて説明する必要はあまりないようにも思える。いずれの国の領域にも属しない公海上で（または我が国の領域内で）、私人集団に対して武器を使用することは、そもそも国連憲章第 2 条 4 項が禁ずる「国際関係にお[ける]」武力行使に当たらないからである（第 2 条 4 項にいう「国際関係」とは国家と国家との関係のことを意味すると一般に理解されている）。また、ユニット・セルフディフェンスとは、部隊構成員の生命等または部隊そのものを攻撃から守るという考え方であり、国の防衛力が低下するのを防ぐために武器等を防護するという自衛隊法第 95 条や第 95 条の 2 とは、基本的な発想がまったく異なる。もちろん、国家機関である自衛官が領域の外で実力を行使する以上、たとえその相手が私人集団である場合であっても、その実力行使については国際法上何らかの根拠が必要であろうと考えられるが、少なくとも自衛隊第 95 条の 2 を説明する概念としては、ユニット・セルフディフェンスはあまり適切ではないように思えるのである。